

## 千葉県緊急ショートステイ事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者がその身体状況や介護状況等の急激な変化により在宅生活が困難になった場合又は緊急かつ一時的な保護が必要な場合において、その者に老人短期入所施設を一定期間利用させて養護又は保護を行う緊急ショートステイ事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の対象者)

第2条 事業は、本市内に住所を有する65歳以上の高齢者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態の認定を受けている者又はこれと同等の身体又は精神状況にある者が、次の各号の一に掲げる場合に第3条第2項に規定する利用定員の範囲内において実施するものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この条に規定する者以外の者を事業の実施の対象とすることができる。

- (1) 介護者等の急な病気又は介護の放棄若しくは介護者等による虐待等により、介護を受けられない場合
- (2) 警察に保護されており、認知症等により居住地が不明なため、第7条第1項による処遇を行うまでの間、一時的に保護を必要とする場合

### (事業の実施場所及び定員)

第3条 事業は、千葉県より委託を受けた老人短期入所施設（以下「施設」という。）において実施する。

2 事業による利用定員は、2名とする。

ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、必要最小限の範囲内でこの定員を超えて利用することができる。

### (利用期間)

第4条 事業による施設の利用期間は、30日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、必要最小限の範囲内で延長することができる。

### (利用の決定)

第5条 市長は、事業による施設の利用を決定したときは、千葉県緊急ショートステイ事業利用決定通知書（様式第1号）により、施設に通知するものとする。

(調整機関会議)

第6条 市長は、利用を決定した対象者の早期処遇の確立及び事業の円滑な運営を図るため、別に定める調整機関会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議は、当該対象者の身体状況、健康状況、家族状況及び経済状況等を総合的に検討し、次の各号に掲げる対応の中から適切な処遇方針を調整するものとする。

(1) 特別養護老人ホームへの入所

(2) 家庭復帰又は親族による引取り等による居宅生活

(3) 介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設への入所又は認知症対応型共同生活介護若しくは特定施設入所者生活介護の利用

(4) 医療機関への入院

(5) その他、市長が適当と認めた処遇

(調整後の業務)

第7条 市長は、前条第2項の規定による調整に基づき、その処遇に速やかに取り組み、事業の適切な運営に努めるものとする。

2 市長は、前条第2項第1号に規定する施設入所の場合には、千葉県緊急ショートステイ事業による特別養護老人ホーム入所依頼書（様式第2号）により、特別養護老人ホームの長あて依頼するものとする。

3 施設は、第1項の規定による処遇により施設での利用が終了した場合については、千葉県緊急ショートステイ事業利用終了報告書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 この事業による施設での利用に係る費用については、利用者と施設との契約に基づく介護保険の給付によることを原則とし、これにより難しい場合は、老人福祉法（昭和38年法律133号）による措置又は市単独による措置の例による。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。